

Ⅰ 医療保険の訪問看護費

利用者の負担金額は下記の料金の1割～3割です。

◇基本療養費区分(Ⅰ) 通常の場合

区分	サービス内容	料金	1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護基本療養費 (30分以上)	週3日目までの訪問 (1日につき)	5550	555	1110	1665
	週4日目以降の訪問 (1日につき)	6550	655	1310	1965
精神科訪問看護基本療養費 (30分未満)	週3日目までの訪問 (1日につき)	4250	425	850	1275
	週4日目以降の訪問 (1日につき)	5100	510	1020	1530
訪問看護管理療養費	月の初日	7670	767	1534	2301
訪問看護管理療養費 1 2	月の2回目以降	3000	300	600	900
		2500	250	500	750

◇基本療養費区分(Ⅲ) 同一建物居住者 同一日に2人または3人以上の場合

区分	サービス内容	料金	1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護基本療養費 (30分以上)	週3日目までの訪問 (1日につき) 同一日に2人	5550	555	1110	1665
	週4日目以降の訪問 (1日につき) 同一日に2人	6550	655	1310	1965
	週3日目までの訪問 (1日につき) 同一日に3人	2780	278	556	834
	週4日目以降の訪問 (1日につき) 同一日に3人	3280	328	656	984
精神科訪問看護基本療養費 (30分未満)	週3日目までの訪問 (1日につき) 同一日に2人以上	4250	425	850	1275
	週4日目以降の訪問 (1日につき) 同一日に2人以上	5100	510	1020	1530
	週3日目までの訪問 (1日につき) 同一日に3人以上	2130	213	426	639

区分	サービス内容	料金	1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護基本療養費（30分未満）	週4日目以降の訪問 （1日につき） 同一日に3人以上	2550	255	510	765
訪問看護管理療養費	月の初日	7670	767	1534	2301
訪問看護管理療養費 1	月の2回目以降	3000	300	600	900
2		2500	250	500	750

◇基本療養費区分Ⅳ） 外泊中(入院中)の訪問看護の場合

区分	サービス内容	料金	1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護基本療養費	入院中に1回(別に厚生労働大臣が定める疾病など(*1))	8500	850	1700	2550
訪問看護管理療養費		なし			

Ⅱ 加算料金について

サービス内容	料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考
24時間対応体制加算	イ 6800 ロ 6520	680 652	1360 1304	2040 1956	利用者または家族等から休日や夜間・早朝・深夜帯でも症状の変化に応じ、電話で看護に関する意見を求めることができ、必要時には訪問看護を行う
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで 2650 月15日目以降 2000	265 200	530 400	795 600	診療所・在宅療養支援病院の指示により、緊急の訪問を行った場合
精神科複数回訪問看護加算	1日2回 ・同一建物内1人または2人 4500 ・同一建物内3人以上 4000 1日3回以上 ・同一建物内1人または2人 8000 ・同一建物内3人以上 7200	450 400 800 720	900 800 1600 1440	1350 1200 2400 2160	持病や症状により、同日に複数回訪問した場合
長時間精神科訪問看護加算 (1時間30分を超える)	5200	520	1040	1560	特別管理加算対象・特別指示書の場合は1回/週、15歳未満の(準)超重症児の場合は3回/週まで可能

サービス内容	料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考
複数名精神科訪問看護加算					加算の対象者
看護師と訪問（1日1回）					・利用者又は家族等の同意を得られた場合
・同一建物内1人または2人	4500	450	900	1350	・医師が複数名訪問の必要性があると認め、指示書にその旨の記載がある場合
・同一建物内3人以上	4000	400	800	1200	・1人以上は看護師である場合
看護師と訪問（1日2回）					
・同一建物内1人または2人	9000	900	1800	2700	
・同一建物内3人以上	8100	810	1620	2430	
看護師と訪問（1日3回）					
・同一建物内1人または2人	14500	1450	2900	4350	
・同一建物内3人以上	13000	1300	2600	3900	
看護師と看護補助者（週1回を限度）					
・同一建物内1人または2人	3000	300	600	900	
・同一建物内3人以上	2700	270	540	810	
夜間・早朝訪問看護加算	2100	210	420	630	夜間とは18時～22時 早朝とは6時～8時
深夜訪問看護加算	4200	420	840	1260	深夜とは22時～6時
退院時共同指導加算 （1回、厚生労働大臣が定める疾病など（*1）の方は2回）	8000	800	1600	2400	病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院、対応にあたって、医師・訪問看護ステーションの看護師が共同して居宅における慮養生必要な指導を行った場合
在宅患者連携指導加算 （月1回）	3000	300	600	900	医療関係職種間の連携による指導を行った場合
在宅患者緊急時カンファレンス加算（月2回まで）	2000	200	400	600	主治医の求めで利用者宅でのカンファレンスを行った場合

サービス内容	料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考
訪問看護医療DX情報活用加算	50	5	10	15	電子資格確認により、利用者情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
訪問看護ターミナルケア療養費1	25000	2500	5000	7500	別紙参照のこと
訪問看護ターミナルケア療養費2	10000	1000	2000	3000	
遠隔死亡診断補助加算	1500	150	300	450	主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合
訪問看護情報提供療養費1	1500	150	300	450	市町村等からの求めに応じて情報提供を行った場合
訪問看護情報提供療養費2	1500	150	300	450	学校等に情報提供を行った場合
訪問看護情報提供療養費3	1500	150	300	450	入院時または入所時に情報提供を行った場合
機能強化型訪問看護管理療養費(1)	13230	1323	2646	3969	
機能強化型訪問看護管理療養費(2)	10030	1003	2006	3009	
機能強化型訪問看護管理療養費(3)	8700	870	1740	2610	

*1 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は以下の通りです。

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病多系統萎縮症【ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度またはⅢ度のものに限る】）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態のもの

◇訪問看護ベースアップ評価料

医療保険制度の改定により、新設されました。

訪問看護ステーションにおいて、勤務する看護職員、その他の関係職種の賃金の改善を実施している場合に(Ⅰ)、規定の算出に該当する場合に(Ⅱ)を算定します。

項目	料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考
訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅰ) (月1回)	780	78	156	234	・賃金改善を図る体制 にある場合に算定
訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅱ) 1 (月1回)	10	1	2	3	・算出により、該当と なるものを算定
(Ⅱ) 2	20	2	4	6	
(Ⅱ) 3	30	3	6	9	
(Ⅱ) 4	40	4	8	12	
(Ⅱ) 5	50	5	10	15	
(Ⅱ) 6	60	6	12	18	
(Ⅱ) 7	70	7	14	21	
(Ⅱ) 8	80	8	16	24	
(Ⅱ) 9	90	9	18	27	
(Ⅱ) 10	100	10	20	30	
(Ⅱ) 11	150	15	30	45	
(Ⅱ) 12	200	20	40	60	
(Ⅱ) 13	250	25	50	75	
(Ⅱ) 14	300	30	60	90	
(Ⅱ) 15	350	35	70	105	
(Ⅱ) 16	400	40	80	120	
(Ⅱ) 17	450	45	90	135	
(Ⅱ) 18	500	50	100	150	

◇その他の費用

サービス内容	金額
営業日以外の訪問時の加算	1日の訪問に対し別途1,500円（自費）
医療保険に算定されない自由契約サービス	30分につき2,000円（税込み）
死後の処置料	20,000円（税込み）と処理物品は実費をいただきます
訪問にかかる交通費	岡山市内規定区域は不要 その他の地域につきましては、規定区域を超えると、1kmにつき20円（税込み）をいただきます
訪問にかかる駐車場代	駐車場や停められる場所がない場合に、実際に支払ったパーキング代をいただきます
文書料（訪問看護サービス提供証明書等）	1部につき300円